

# 製品安全に関する取組について

令和8年3月19日

産業保安・安全グループ 製品安全課

# 目次

1. 製品事故の発生状況と課題
2. リコールの動向と事故再発防止の取組
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引・海外事業者への対応
5. 製品安全基盤の強化（総合的対策・広報・国際連携）

# 目次

## 1. 製品事故の発生状況と課題

2. リコールの動向と事故再発防止の取組
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引・海外事業者への対応
5. 製品安全基盤の強化（総合的対策・広報・国際連携）

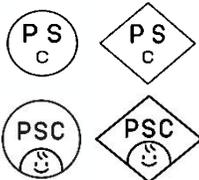
# 製品安全4法の概要

- **製品安全4法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準等の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**丸PSマーク**）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（**菱形PSマーク**）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- 危害の発生を防止するために表示が必要な子供用特定製品（**子供PSCマーク**）については、技術基準に適合することに加え、必要な表示を行う必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

## 消費生活用製品安全法（消安法）（13品目）

<長期使用製品安全点検制度>

長期使用製品安全点検制度は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための消安法上の制度。令和6年12月時点で、長期使用製品安全制度の対象となる特定保守製品には石油給湯器、石油ふろがまの2製品を指定



マグネットセット、ライター、乳幼児用玩具、乳幼児用ベッド等  
※令和6年12月に乳幼児用玩具及び乳幼児用ベッドを子供用特定製品に指定

## ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガスこんろ、ガスふろバーナー 等

## 電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

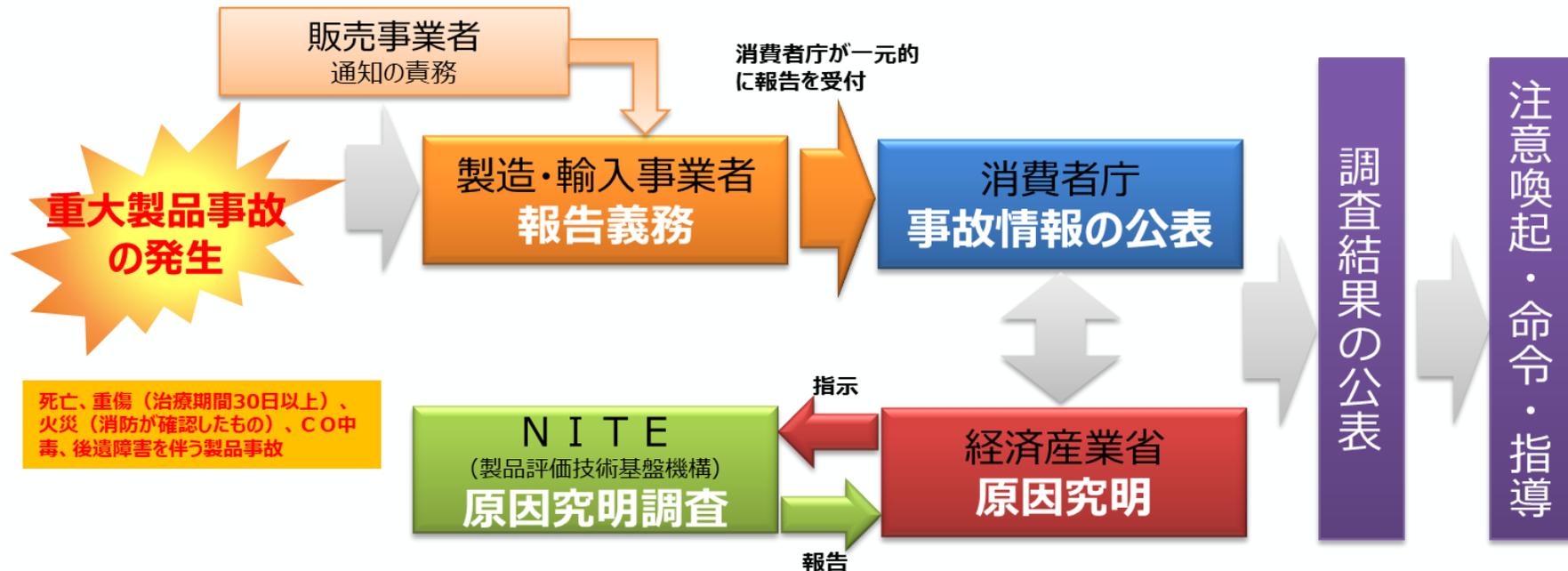
## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（17品目）



携帯液化石油ガス用バーナー、カートリッジガスこんろ等  
※令和6年12月に携帯液化石油ガス用バーナーを特定液化石油ガス器具等に指定

# 重大製品事故報告・公表制度

- 製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。（消安法第35条）
- 販売事業者等が認知した場合には、製造・輸入事業者に通知する責務がある。（消安法第34条第2項）消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に対して原因究明調査を指示。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。
- 過去の教訓を踏まえ、平成18年の法改正で導入された制度で、事故の再発防止のため極めて重要な制度。



※平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

# 令和7年の重大製品事故受付件数

- 令和7年（1月～12月）に受け付けた重大製品事故件数は、**合計1,313件**。うち死亡事故は25件。

	死亡		重傷		火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
<b>燃焼器具</b>	<b>15</b>	<b>(11)</b>	<b>4</b>	<b>(4)</b>	<b>85</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>105(8.0%)</b>
<b>ガス製品</b>	<b>6</b>	<b>(4)</b>	<b>3</b>	<b>(3)</b>	<b>49</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>59(4.5%)</b>
<b>石油製品</b>	<b>9</b>	<b>(7)</b>	<b>1</b>	<b>(1)</b>	<b>36</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>46(3.5%)</b>
<b>電気製品</b>	<b>4</b>	<b>(4)</b>	<b>13</b>	<b>(1)</b>	<b>1,037</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,054(80.3%)</b>
<b>その他製品</b>	<b>6</b>	<b>(0)</b>	<b>106</b>	<b>(0)</b>	<b>41</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>154(11.7%)</b>
<b>合計</b>	<b>25 (1.9%)</b>	<b>(15)</b>	<b>123 (9.4%)</b>	<b>(5)</b>	<b>1,163 (88.6%)</b>	<b>1 (0.1%)</b>	<b>1 (0.1%)</b>	<b>1,313</b>

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

（注）被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（15件）、「火災」かつ「重傷」（5件）の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は1,183件となる。
- ・「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」（5件）は、「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「火災」（2件）は「火災」として計上している。「一酸化炭素中毒」事故として報告された件数は8件となる。
- ・「後遺障害」かつ「重症」（1件）は「重症」として計上している。「後遺障害」事故として報告された件数は2件となる。

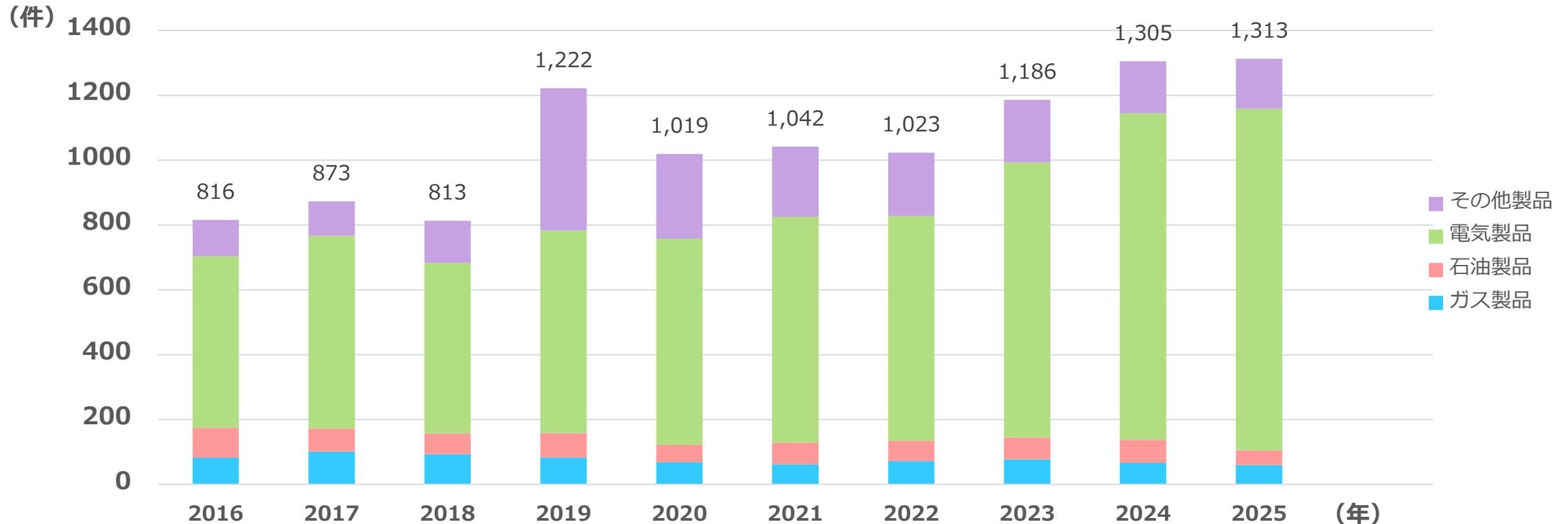
（注）令和7年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

（注）割合については四捨五入しているため、合計値が100%とならない。

# 重大製品事故件数の推移

※暦年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 令和7年の重大製品事故受付件数は**1,313件**となっている。重大製品事故件数は増加基調にあり、**直近10年間で最も多くなっている**。
- 製品別では電気製品が1,054件と前年比では46件、ここ10年間で約500件増加している。直近3年では、リチウム電池内蔵充電器の増加（令和5年（74件）から令和7年（155件）に倍増）が顕著となっている。
- このような状況を受け、制度面での取組、事故の原因分析を踏まえたリコール・製品改善の対応を促す取組、消費者向けの注意喚起等を実施してきている。



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計  
（注）消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受付した日で計上。

# 重大製品事故に係るNITE・経済産業省合同注意喚起

- ・ 蛍光灯の製造・輸入禁止に伴うLED照明への交換に伴う事故、冬期に多くなる除雪機の事故及び、改正製品安全4法の施行日に合わせて乳幼児の事故に関して、その危険性を広く消費者に訴求する観点から、NITE及び経済産業省（本省及び各経済産業局）において合同で注意喚起を実施。多くのテレビ報道、webニュースで記事に取り上げられるなど、消費者への注意喚起において効果を発揮した。

- ① さらば蛍光灯、ようこそLEDでもランプ交換 ミスると事故に～（令和7年3月27日）
- ② 除雪の前に、危険を排除～除雪機の事故を防ぐために気を付けるポイント～（令和7年11月27日）
- ③ 『できた！』に潜むピンチ～冬に増加、「やけど」「おもちゃ」の事故から子どもを守る～（令和7年12月25日）

## ①さらば蛍光灯、ようこそLED ～でもランプ交換 ミスると事故に～

- ・ **令和9年末までに一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が禁止**（水銀に関する水俣条約により規制）。他方、**蛍光灯からLED照明への不適切なランプ交換による事故**が生じていることから、**事故を防ぐためのポイントを周知**
- ・ 取り付け手順の間違え、照明器具とランプの組み合わせ間違い、必要な工事（蛍光灯用安定器取り外し）未実施により火災事故が発生



不適切なランプ交換をしている様子

LEDランプが発煙・発火（再現実験）

## ②除雪の前に、危険を排除 ～除雪機の事故を防ぐために気を付けるポイント～

- ・ 10年間に**除雪機**による**死傷事故**が38件（うち36件が死亡・重傷事故）。その約8割（38件中29件）は**誤使用・不注意**が原因であることから、**除雪機の気を付けるポイントを周知**
- ・ 月別事故件数は冬シーズンが始まる12月最大。**使い始めに特に注意**。年齢別事故件数は**高齢者の事故が増加**。家族や周りの方々の**サポート・お声がけ**を推奨



誤った使用により除雪機のオーガ（回転部）に巻き込まれた様子



誤った使用により除雪機の下敷きになった様子

## ③『できた！』に潜むピンチ ～冬に増加、「やけど」「おもちゃ」の事故から子どもを守る～

- ・ **改正製品安全4法の施行日に合わせての乳幼児の家電のやけど事故やおもちゃのケガ・誤飲事故を防ぐポイントを周知**
- ・ 事故はつかまり立ちや1人歩きができるようになる**3歳未満の時期に集中**。また、事故は、保護者がその場にいらない時に多く発生。**見守りに加え、目を離している時でも安全な環境作り**の必要性を周知



蒸気に触れてやけどする（イメージ）



おもちゃの部品を誤飲する（イメージ）

# 重大製品事故の原因分析について

大部分の調査が終了している令和5年の製品起因による事故は約3割。必要に応じて事業者にはリコール等の対応を促している。

## 重大製品事故の原因分析と経年変化

令和7年12月末時点の調査結果※2

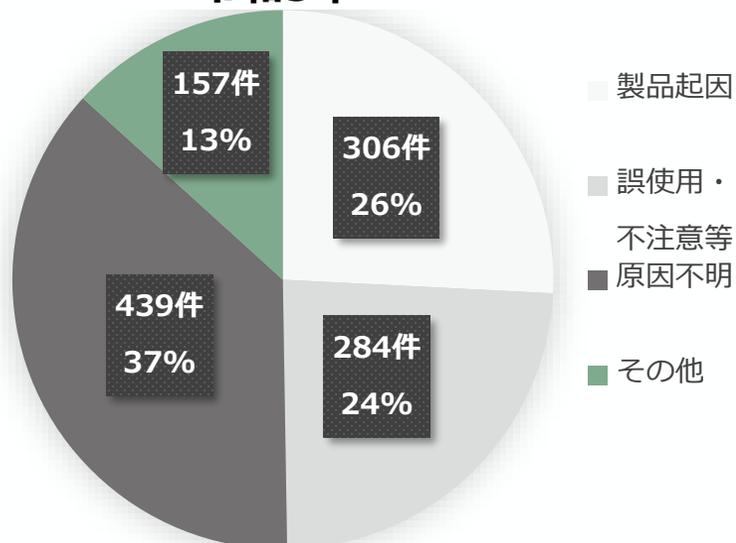
受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	偶発的事故等※1	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
令和5年	306件	48件	19件	72件	212件	439件	16件	13件	61件	1,186件
	25.8%	4.0%	1.6%	6.1%	17.9%	37.0%	1.3%	1.1%	5.1%	100%
令和6年	259件	19件	13件	32件	201件	350件	20件	16件	395件	1,305件
	19.8%	1.5%	1.0%	2.5%	15.4%	26.8%	1.5%	1.2%	30.3%	100%
令和7年	71件	9件	8件	13件	85件	123件	15件	3件	986件	1,313件
	5.4%	0.7%	0.6%	1.0%	6.5%	9.4%	1.1%	0.2%	75.1%	100%

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

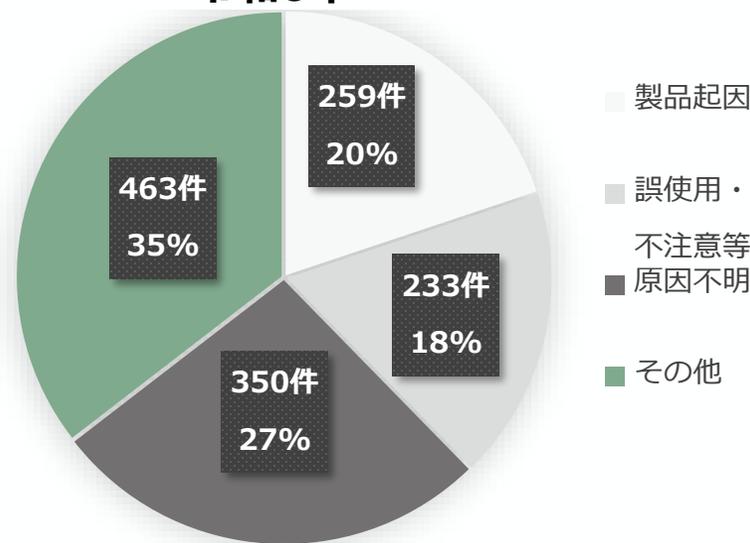
（※1）「偶発的事故等」とは、製品に起因しない（ただし誤使用と言い切れない）、又は使用者の感受性に関係すると思われるものをいう。

（※2）令和7年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

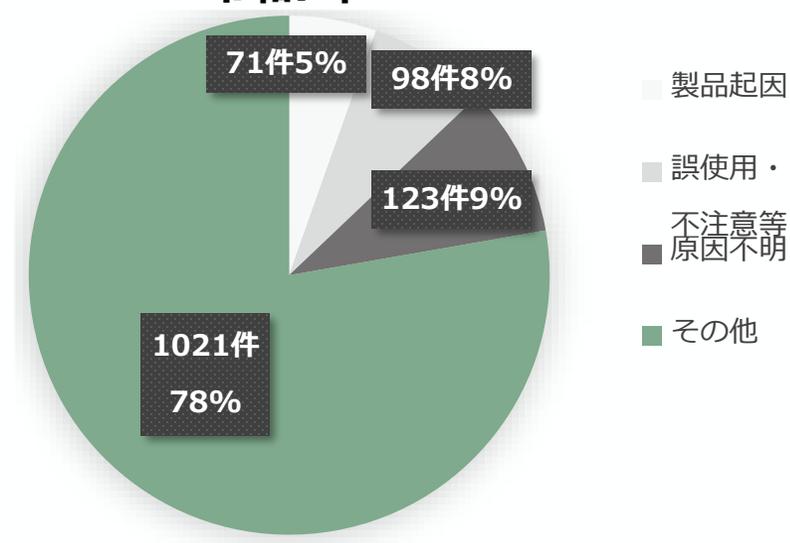
令和5年



令和6年



令和7年



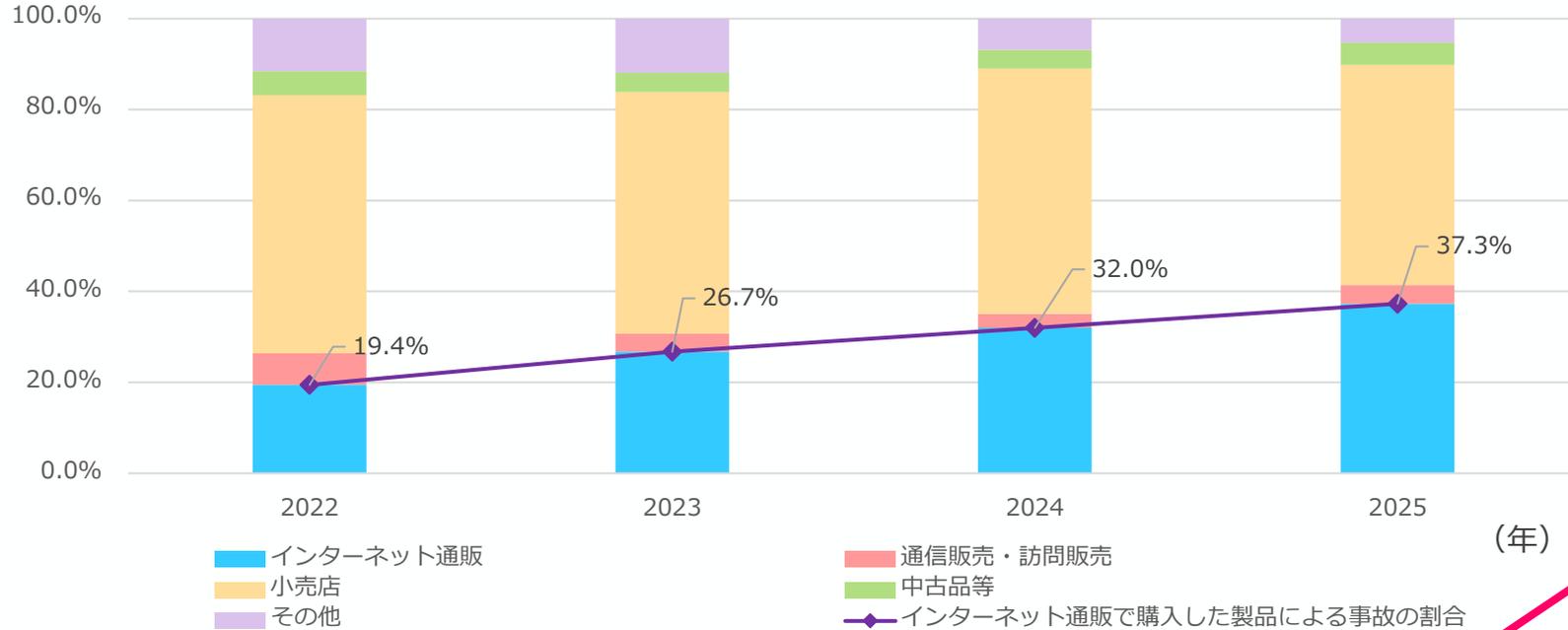
（注）グラフ中の「誤使用・不注意等」は「誤使用・不注意」と「偶発的事故等」の合計、「その他」は「経年劣化」、「設置・修理不良」、「調査不能」、「非重大製品事故等」、「調査中」の合計。各データのパーセンテージについては四捨五入しているため、合計値が100にならない場合がある。

# 重大製品事故が起きた製品の入手先

- 重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

## 重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）。



### 上位5品目

83件	リチウム電池内蔵充電器 (モバイルバッテリー)
19件	スピーカー
17件	ポータブル電源
11件	電気掃除機
11件	高圧洗浄機

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
インターネット通販	103	167	210	235
通信販売・訪問販売	37	25	20	26
小売店	301	332	354	305
中古品等	28	27	27	31
その他	61	74	45	33
不明	493	561	649	683
計	1,023	1,186	1,305	1,313

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

（注）各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。

# 目次

1. 製品事故の発生状況と課題

## 2. リコールの動向と事故再発防止の取組

3. 製品安全関連法の執行状況等

4. インターネット取引・海外事業者への対応

5. 製品安全基盤の強化（総合的対策・広報・国際連携）

# 令和7年に開始されたリコール件数

令和7年に開始されたリコールは**71件**。そのうち、重大製品事故契機が**22件**、重大製品事故契機以外のものは**49件**であった。

## リコール開始件数

	事業形態	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
計		96	103	83	101	71
内訳						
重大製品事故契機	製造事業者	3	6	2	2	3
	輸入事業者	17	20	22	22	19
	小計	20	26	24	24	22
重大製品事故契機以外	製造事業者	12	8	8	16	3
	輸入事業者	64	69	51	61	46
	小計	76	77	59	77	49

## 令和7年に開始された重大製品事故契機のリコール（22件）

①2月25日	ポータブル電源【EcoFlow Technology Japan株式会社】	⑫7月17日	リチウム電池内蔵充電器【株式会社住本製作所】
②3月24日	フードミキサー（ブレンダー）【デロンギ・ジャパン株式会社】	⑬8月4日	高圧洗浄機（充電式）【株式会社サイン・ハウス】
③4月15日	温水式浴室暖房乾燥機【リンナイ株式会社】	⑭8月6日	電気ストーブ【株式会社シー・ネット】
④4月18日	電気毛布（敷毛布）【株式会社星テック】	⑮9月16日	電気ケトル【株式会社グループセブジャパン】
⑤5月12日	焙煎機（コーヒー豆用）【ライソン株式会社】	⑯9月17日	フードミキサー（フードプロセッサ）【株式会社スマイル】
⑥5月21日	電気シェーバー【パナソニック株式会社】	⑰9月24日	高圧洗浄機（充電式）【株式会社コメリ】
⑦6月2日	マッサージ器（充電式）【株式会社ドリームファクトリー】	⑱10月9日	ポータブル電源【株式会社イーノウ・ジャパン】
⑧6月16日	サーキュレーター【株式会社QUADS】	⑲10月20日	簡易ベッド（折りたたみ式）【株式会社QVCジャパン】
⑨6月25日	電気温風機【ELVEN公式楽天市場店】	⑳10月21日	リチウム電池内蔵充電器、スピーカー【アンカー・ジャパン株式会社】
⑩6月25日	ハンディファン【イオンリテール株式会社】	㉑10月23日	扇風機（充電式・携帯型）【株式会社Francfranc】
⑪6月26日	リチウム電池内蔵充電器【アンカー・ジャパン株式会社】	㉒12月2日	電動アシスト自転車（ステムハンドル）【ヤマハ発動機株式会社】

出典：製品安全課において把握した企業によるリコールに関する情報に基づき製品安全課にて作成

（注）令和8年1月末日時点で事業者から報告を受けた情報であり、今後の報告の状況により件数及び内容に変更が生じる可能性がある。

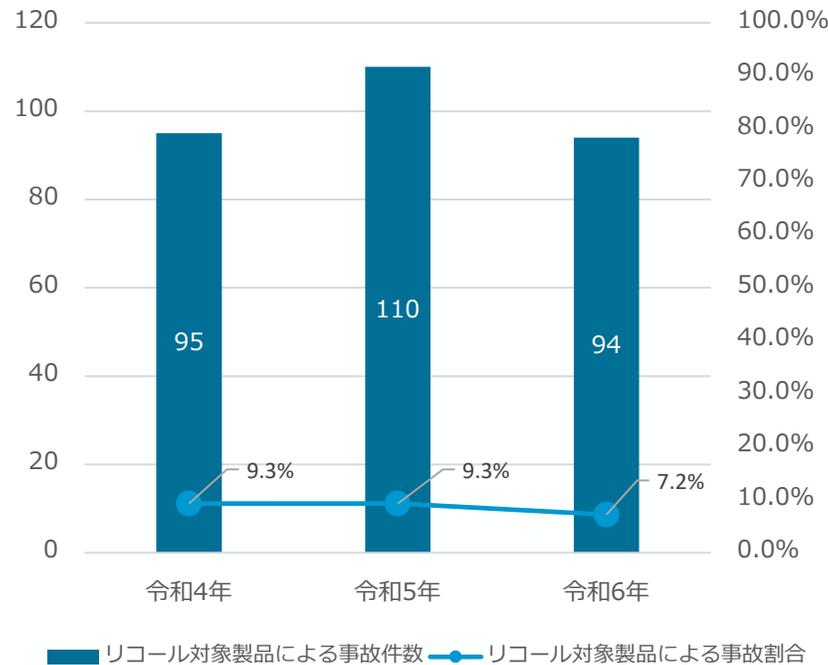
対象は消費生活要製品安全法第2条第1項に規定する消費生活用製品（別表に掲げる道路運送車両などは対象外）に係るリコール。

また、一般消費者の生命又は身体に対する危害、または、危害が発生するおそれがある事故を契機としているリコールを対象にしており、単なる製品の不具合などは除く。

# リコール対象製品による重大製品事故の発生状況分析

- ・ リコール対象製品による重大製品事故は重大製品事故全体の約7%（令和6年）を占める。
- ・ リコール未対策品等による重大製品事故が発生した場合は、経済産業省と消費者庁が当該重大製品事故を公表する際に、共同でリコールに関する特記事項を掲載して注意喚起を実施。
- ・ また、事業者に対しリコール実施・進捗状況の報告を求め（リコール開始後1年目は3ヶ月毎、2年目以降は6ヶ月毎）、再発防止措置の進捗状況を把握し、早期の回収を促している。

## リコール対象製品による重大製品事故発生件数及び重大製品事故全体に占める割合の推移



## リコールに関する特記事項公表（消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について（令和7年4月4日））

令和7年4月4日  
消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり  
スピーカー（マイク付、充電式）に関する事故（リコール対象製品）について（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
（うち石油ストーブ（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 1件  
（うちスピーカー（マイク付、充電式）1件）

6. 特記事項  
アンカー・ジャパン株式会社が入力したスピーカー（マイク付、充電式）について（管理番号：A202500001）

①事故事象について  
事務所で異音が生じたため確認すると、ロッカーに保管していたアンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が入力したスピーカー（マイク付、充電式）及び周辺を焼損する火災が発生していました。  
当該事故の原因は、現在、調査中ですが、一部のロット管理に不備があったためと考えられます。

②再発防止策について  
同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2024年（令和6年）4月4日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、型番、JANコード、販売期間、対象台数

商品名	型番	JANコード	販売期間	対象台数
Anker PowerConf S3 グレー	A3302011	4571411192883	2023年4月1日	グレー 1,746台
Anker PowerConf S3 ネイビー	A3302031	4571411192951	2024年3月15日	ネイビー 510台
				計 2,256台

2024年（令和6年）4月4日からリコール（回収・交換）を実施  
回収率：38.2%（2025年4月3日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞  
対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	0	—
2024年度	2	火災
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500001）は含まない。

リコール対象製品による事故が発生した場合、事故情報公表時にリコール情報も併せて掲載

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに経済産業省製品安全課で集計

# 目次

1. 製品事故の発生状況と課題
2. リコールの動向と事故再発防止の取組

## **3. 製品安全関連法の執行状況等**

4. インターネット取引・海外事業者への対応
5. 製品安全基盤の強化（総合的対策・広報・国際連携）

# 違反への対応件数（国による対応）

- 令和7年、試買テストや立入検査等を通じて**製品安全4法に抵触**するものと経済産業省が確認した違反への対応件数は**計707件**。
- 違反事業者のうち連絡の取れた者に対し、ヒアリングや立入検査を実施し、**口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等**により、**違反状況の解消**に向けて、再発防止に向けた指導を行った。
- 違反件数の多い**電気用品安全法**については、**「よくある違反事例」**（検査記録保存、表示事項等）を整理し、公表。

## 違反への対応件数の推移

	消安法	ガス事法	電安法	液石法	合計
令和3年	50	1	385	52	488
令和4年	102	1	500	62	665
令和5年	115	3	496	28	642
令和6年	123	0	569	77	769
令和7年	85	1	555	66	707

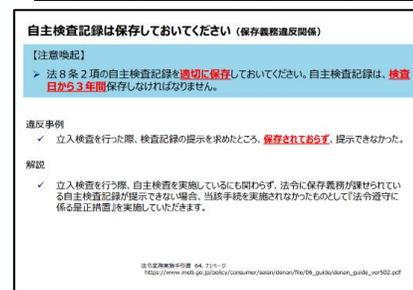
※令和7年末時点の調査結果に基づくもの。違反事案への対応の進捗を踏まえ、過年度のものも含め、件数に変更が生じる可能性があります。

※令和3年は令和2年度ネットパトロール事業の結果を反映した。令和4年以降は違反対応件数の計上における各法間の計上方法を統一した。

### 主な違反品

- (消安法) 乗車用ヘルメット、携帯用レーザー応用装置、乳幼児用ベッド、磁石製娯楽用品
- (電安法) 直流電源装置（ACアダプター）、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）、LEDランプ
- (液石法) カートリッジガスこんろ（組込型）、屋外式ストーブ

## 【参考】電気用品安全法でのよくある違反事例集



### <事例1>

立入検査時に検査記録の提示がない  
→ 検査記録は3年間保存が必要

### <事例2>

適合証明書の有効期限切れ  
→ 有効期限は3,5,7年の3種類

# 製品安全4法における令和5年度試買テスト結果について

- 技術基準への適合やPSマークの表示といった**法律に基づく義務が適切に履行されているか確認**するため、毎年度、市場で流通しているPSマーク対象製品を購入して確認する、「試買テスト」を実施。購入に際しては、**法令違反が多い製品**又は**製品事故が多い製品**を中心に**インターネットモールから多くを購入**。その際、技術基準不適合が強く疑われるような銘柄がある場合には、それを優先して選定。
- 不適合が確認された場合、事業者への通知及び事実関係の調査等を経て、違反が認定された場合は、改善措置及び再発防止対策を講じるよう指導を行うほか、**類似の不適合事案の未然防止等の観点から、結果を公表**。

太字：技術基準不適合が確認された製品

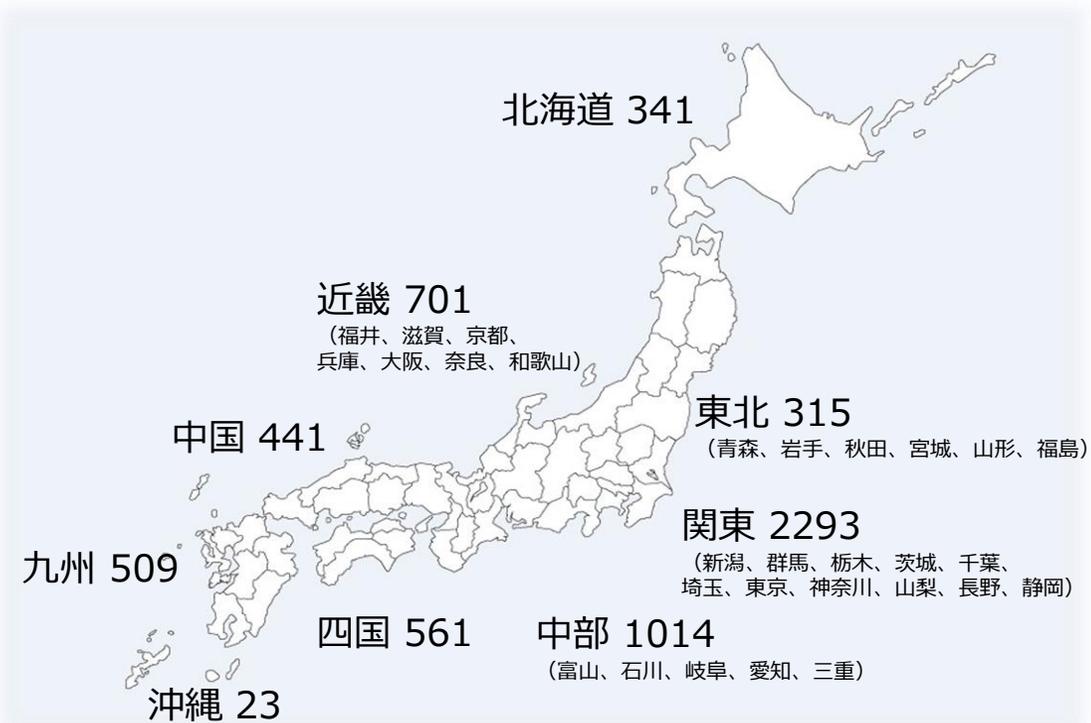
下線：表示の不適合が確認された製品

対象法令	対象品目	購入数	技術基準不適合	表示の不適合
消安法	家庭用の圧力鍋及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、ライター (計5品目)	34機種	10機種	0機種
電安法	<u>直流電源装置</u> 、延長コードセット、 <u>電気サウナバス</u> 、電気ストーブ、 <u>電気髪ごて</u> 、 <u>エル・イー・ディー・電灯器具</u> 、電子レンジ、 <u>リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）</u> 等 (計63品目)	165機種	67機種	16機種
ガス事法	密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器（計1品目）	1機種	0機種	0機種
液石法	<u>カートリッジガスこんろ</u> 、 <u>屋外式カートリッジガスストーブ</u> （計2品目）	12機種	12機種	12機種

# 販売事業者への立入検査の実施状況（自治体による対応）

- 令和6年度に各自治体で実施された販売事業者への立入検査（製品安全4法での合計）は約6千件。
- 主な立入検査先は、ディスカウントストア、家電量販店、ホームセンター、低価格ショップ、中古品取扱店等。
- 規制対象製品の多い電気用品では、その販売事業者への立入検査の実施にあたり、昨今の製品事故の発生状況等を踏まえ、自治体に対して重点的に確認いただきたい製品について情報提供し、各自治体にて効果的な立入検査計画が立案できるよう連携。

## 自治体による販売事業者への立入検査実績 (令和6年度実施分、製品安全4法での合計をブロック別で集計)



## 令和8年度の重点対応製品例

### <直流電源装置>



- 整流器や変圧器を用いて電流を交流から直流に変換するものであり、一般的には「ACアダプター」と呼ばれている。

### <リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリーを含む）>



- 主として電動工具、電動アシスト自転車、ワイヤレス掃除機等の取り外し可能なバッテリー（互換バッテリー）として利用。
- 最近では、直流電源装置（ACアダプター）とモバイルバッテリーの機能を併せ持つ製品もある。

### <電気消毒器>



- 殺菌灯が組み込まれるものであって、殺菌灯の光線を照射することによって消毒の用に供されるもの。器体外に直接照射するものの普及に伴い、令和3年12月28日から規制対象となった。

### <電気サウナバス、サウナバス用電熱器>



- 「電気サウナバス」とは、『発汗用の電熱装置と人間が入る覆い等が一体となっているもの』であるが、ECサイトで多くのPSE未表示品を確認されている。また、「その他の採暖用電熱器具」（）として販売されている例も確認されている。

# リチウムイオン蓄電池の製品事故対策

- ここ最近実施した主な対策をまとめると、以下の通り。

## ① 制度強化（製品安全4法）

- 海外事業者の規制対象化、国内で法的責任を担う国内管理人の選任義務、危険製品に対するオンラインモールへの出品削除要請を可能とする制度等を整備（令和7年12月施行）。

## ② 安全規格の強化・徹底（電安法）

- 過充電による事故防止のため、各電池ブロックの電圧監視要件を明確化（令和6年12月全面施行）。
- 電池単体規格（JIS C 62133-2）に加え、機器側規格（JIS C 62368-1）の併用を推奨。防火構造、温度上昇評価、充電セーフガード等を包含し、国際統合的な安全確保を図る（令和7年2月取りまとめ）。

## ③ 監視・執行の強化

- ネットパトロールを重点化（令和7年10～12月）。
- 連絡不通事業者リストの公表（初回令和7年12月19日）により是正を促し、違反が強く疑われる製品は迅速に出品削除。

## ④ 原因究明体制

- NITEにLIB事故対応タスクフォースを設置し、X線CTを用いた構造の詳細観察等による体系的な原因解明を推進（令和7年12月設置）。

## ⑤ 事業者への対応

- 製造工程管理、異物混入防止、適正な工場監査、トレーサビリティ確保等を要請し、品質管理等の再徹底（令和8年2月発出）。

## ⑥ 広報・行動変容

- 公共交通機関や駅等での注意喚起、SNS・教材等を活用し、PSEマーク周知と適正使用の啓発を強化。

# モバイルバッテリーの製品事故防止に向けた確認の要請

- 前回の製品安全小委員会（令和8年1月22日）での報告（「モバイルバッテリー関連事業者へのヒアリングを踏まえた対応」）を踏まえ、令和8年2月25日付けで、**モバイルバッテリー関係事業者81社に対し**、販売製品についての**製造・品質管理体制や安全に関する事項について**、あらためて**確認を要請**する文書を送付した。

## モバイルバッテリーの製品事故防止に向けた確認の要請

リチウムイオン蓄電池を搭載した製品、特に、モバイルバッテリーにおいて、ここ数年、事故件数が増加傾向にあります。加えて、同製品におけるリコールもたびたび実施されています。そのような状況を受けて、同製品に関連するいくつかの事業者に対して、安全性確保のために実施している取組についてヒアリングを実施しました。

それらの聴取内容を踏まえると、販売製品の製造工程の管理や異物混入対策等の徹底した品質管理対策が重要であることが確認できました。

そのため、モバイルバッテリーの販売等に関連する事業者におかれましては、自社が販売される製品について、製造・品質管理体制や安全に関する事項についてあらためて確認をお願いいたします。

各事業者の取組状況を含め、モバイルバッテリーの安全確保の状況について引き続き把握していく予定です。

### 【製造・品質管理体制や安全に関する事項】

- 製造工程管理の徹底
- 製造工程における異物混入対策
- 品質管理体制の徹底
- 工場監査の強化
- セルや機器の安全設計
- リコール対応の適正化

# モバイルバッテリー関係者の連携強化

- 製造・品質管理体制や安全に関する事項の徹底が重要であるとの認識の下、モバイルバッテリー関係者間の情報共有及び連携強化を目的として、「リチウムイオン蓄電池発火問題に係る有識者勉強会」を設置。
- 本勉強会では、これらの問題意識を踏まえ、海外における制度・事故対応・品質管理に関する知見を収集・整理するとともに、我が国の制度・運用上の方向性を探る。

## リチウムイオン蓄電池発火問題に係る有識者勉強会

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>① 海外の制度・事故対応・品質管理に関する情報共有と関係者連携の強化</li><li>② 国内制度・運用の課題整理と政策検討に向けた論点抽出</li></ul>
参加者	電池関係業界団体（BAJ、JBRC、MCPC）、試験検査機関（JET、JQA）、NITE、関連事業者、等

## 勉強会で共有された民間での取組の好例

- MCPCでは、モバイルバッテリーの事故増加を踏まえ、製造工程からアフター対応までを対象とした「モバイルバッテリー安全性・品質ガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、製造・品質管理、異物混入対策、トレーサビリティ等をチェックシート形式で整理し、事業者による自主的な安全確保の取組を支援。

※MCPC（モバイルコンピューティング推進コンソーシアム）：同団体は、モバイル、IoT、AI等の技術を活用したDXの推進を目的に設立された業界団体。

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの4通信事業者や装置・端末・周辺機器メーカー、ソフトウェア会社などの関連企業が参加。

※[モバイルバッテリー安全性・品質ガイドライン紹介ページ](#)

# ポータブル電源の安全対策

- 令和6年2月、経済産業省において、「ポータブル電源の安全性要求事項（中間とりまとめ）」を作成し、公表。これを基に、日本ポータブル電源協会において、JIS化を検討中。当該JISでは、一層の安全のため、**中間とりまとめからの基準の上乗せ**を検討しており、**令和9年秋頃の発行予定**。
- Sマーク制度（※）において、この安全性要求事項を基にしたポータブル電源の認証制度が開始。**  
この協会会員企業の**2製品が認証を取得済み**（令和8年2月末時点）。  
※民間事業者による電気製品の安全性確認のための第三者認証制度

## JIS化の際の主な上乗せ基準（案）

	安全性要求事項	JIS（案）
落下試験 ／ 衝撃試験	可搬形等の機器のタイプによってどちらかを試験	機器のタイプの別なくどちらも試験
釘挿し ／ 強制内部短絡試験	明確な要求無し	いずれかの試験で保証されているセルの使用を要求として明記



電気製品の安全のための第三者認証制度である「Sマーク」を取得

本機は、「経済産業省公開の「ポータブル電源の安全性要求事項（中間とりまとめ）」を電気製品認証協議会が追加基準として採用した「Sマーク」を取得しています。  
「Sマーク」は電気用品安全法を補完し、電気製品の安全のための第三者認証制度で、第三者認証機関によって製品試験及び工場の品質管理の調査が行われた証とされています。

信頼できる安全な電気製品につけられる  
Sマーク認証取得製品

UL Japan

【出典】各企業のHP（製品情報を加工して作成）

# 電気用品安全法の技術基準の性能規定化

- 電気用品整合規格検討ワーキンググループ（WG）において、整合規格の整備を促進。令和7年度は、2回WGを開催し、**整合規格として解釈別表第12への採用可否を審議。計21のJISの採用を決めた。**
- 今後、ダブルスタンダードになっている解釈別表の更なる一本化に向けて、**解釈別表第2、3、5について、令和8年6月頃に一本化予定。**

## WGの開催状況等

＜第26回WG（9規格）＞	
令和7年6月6日	WG開催
令和7年6月24日 ～7月23日	パブリックコメント
<b>令和7年8月31日</b>	<b>解釈別表第12へ採用</b>
＜第27回WG（12規格）＞	
令和8年2月17日	WG開催
令和8年3月以降	パブリックコメント予定
<b>令和8年6月以降</b>	<b>解釈別表第12へ採用予定</b>

## 解釈別表第2、3、5の一本化による影響と検討結果

<p>■別表第2 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品</p>	<p>■別表第3 ヒューズ</p>	<p>■別表第5 電流制限器</p>
<p>「金属製フロアダクト」においては、製造事業者等の自己適合証明によって技術基準適合証明を行う必要</p>	<p>「耐久試験」が追加要求され、可溶体が露出している温度ヒューズがクリアしない可能性</p>	<p>「定額制用」に関する規定がなくなるため、製造事業者等の自己適合証明によって技術基準適合証明を行う必要</p>
▼	▼	▼
<p>自己適合証明マニュアルの整備を進めており対応可</p>	<p>製造実績がない製品であり影響なし</p>	<p>自己適合証明マニュアルの整備を進めており対応可</p>

# 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況

- 電気用品安全法の解釈は、旧来の技術基準省令等で定めていた我が国特有の基準を例示基準として整理した解釈別表第1から11と、国際規格に準拠した解釈別表第12の整合規格で構成されているところ、整合規格が整備された分野から**解釈別表第12への一本化すべく対応中**。

## 電気用品安全法の解釈

別表	電気用品	別表第12への一本化の状況
別表第1	電線及び電気温床線	令和6年5月末に対応済み
別表第2	電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品	令和8年6月頃に対応予定
別表第3	ヒューズ	令和8年6月頃に対応予定
別表第4	配線器具	令和6年5月末に対応済み
別表第5	電流制限器	令和8年6月頃に対応予定
別表第6	小型单相変圧器及び放電灯用安定器	検討中
別表第7	小型交流電動機	令和6年5月末に対応済み
別表第8	交流用電気機械器具並びに携帯発電機	検討中
別表第9	リチウムイオン蓄電池	令和4年12月末に対応済み
別表第10	雑音の強さ	令和7年8月末に対応済み
別表第11	絶縁物の使用温度の上限値	検討中

# 電子申請の取組

- 令和2年2月から、『保安ネット』（製品安全4法の届出をインターネット上で作成・提出できる電子申請システム）の運用を開始。保安ネットの利用により、24時間・どこからでも手続きが可能になること、紙による管理コストの軽減等につながることを期待される。
- 令和7年の届出のオンライン化率**（電子届出数／紙及び電子届出数：令和7年1～12月累計）は**59.2%**（令和6年は59.9%）にとどまり、一層の電子化が期待される。
- 保安ネット普及のための取組として、**大手事業者を中心に保安ネットの利用を推奨**するとともに、**制度改正や利用者の利便性向上のための改修の実施**など、保安ネットを便利かつ充実させるための取組を進めていく。

## 保安ネット

### ○保安ネットの便利なところ

事業者においては、届出書の作成や提出がインターネット上で行えるようになり、届出書の内容不備の確認や経済産業局への訪問、問合せに係るコストが軽減される。経済産業省においては、一元的に届出書の受理やデータの管理ができるようになり、形式的な業務が大幅に削減される。

### ○製品安全4法の対象手続

製造又は輸入事業の開始届出、事業届出事項変更届出、製造又は輸入事業廃止届出、登録商標表示届出など、製安4法の主要な手続すべてを対象としている。

### ○普及のための取組

パンフレット、Webページ、動画などによる利用案内に加え、個別事業者への働きかけも続けている。具体的には、紙の届出を行う事業者に対し、個別に直接アプローチして保安ネットの利用を案内することや、届出関係の電話問合せ対応時に保安ネットの利用をPRすること等を行っている。

### ○保安ネット利用案内（Webページ、動画）

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/seian\\_hoan-net\\_guide.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html)

The screenshot shows the 'Seian-net' (保安ネット) guide page on the Ministry of Economy, Trade and Industry website. The page title is '保安ネットとは' (What is Seian-net?). The content explains that Seian-net is a system for submitting product safety reports (under the Product Safety Act) online. It highlights that users can submit reports 24 hours a day from anywhere. The page also mentions that the cost of paper submissions and processing fees is reduced. A search bar and navigation menu are visible at the top of the page.

# 電子申請の促進

## ・ 製品安全4法改正に係る保安ネットの改修

【令和7年度保安ネット改修事業】

- ・ 「乳幼児用玩具」の用品区分追加
- ・ 申請機能の拡充（「特定輸入事業者」、「ブランド事業者」の提出区分追加、国内管理人等からの届出機能追加）
- ・ 製品安全4法に基づく届出情報の公表機能の追加

【令和8年度保安ネット改修事業（予定）】

- ・ 「乳幼児用ベッドガード」、「ベビーカー」の用品区分の追加
- ・ 国内管理人の定期報告機能の実装
- ・ 特定輸入事業者からの届出に係る各種システム仕様の見直し

## 保安ネット利用率向上に向けた各種取組

- ・ 届出の記録として副本に受領印を記して返送するサービスを提供してきたが、令和8年6月末をもってサービスを廃止する（[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure\\_03.html](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/procedure_03.html)）。
- ・ 特定輸入事業者から直接の届出方法としていたメールによる受付は行政コストの観点から停止し、保安ネットを通じた国内管理人等からの申請を原則とする。

# 目次

1. 製品事故の発生状況と課題
2. リコールの動向と事故再発防止の取組
3. 製品安全関連法の執行状況等

## **4. インターネット取引・海外事業者への対応**

5. 製品安全基盤の強化（総合的対策・広報・国際連携）

# インターネット取引における市場規模の推移

- 物販系BtoCの電子商取引は、令和6年においても継続して拡大傾向。EC化率も引き続き上昇し、市場規模は15兆円を超えるなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による重大製品事故の件数は引き続き増加傾向にあり、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めていくことが重要。

B to C - EC市場規模及びEC化率の経年推移（物販系分野）



(※) 市場規模は、公知情報調査、業界団体及び事業者ヒアリング調査に基づく値。  
EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合。

物販系分野のB to C - EC市場規模

分類	2023年		2024年	
	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率
① 食品、飲料、酒類	29,299 (6.52%増)	4.29%	31,163 (6.36%増)	4.52%
② 生活家電、AV機器、PC・周辺機器等	26,838 (5.13%増)	42.88%	27,443 (2.26%増)	43.03%
③ 書籍、映像・音楽ソフト	18,867 (3.54%増)	53.45%	18,708 (▲0.84%)	56.45%
④ 化粧品、医薬品	9,709 (5.64%増)	8.57%	10,150 (4.54%増)	8.82%
⑤ 生活雑貨、家具、インテリア	24,721 (5.01%増)	31.54%	25,616 (3.62%増)	32.58%
⑥ 衣類・服装雑貨等	26,712 (4.76%増)	22.88%	27,980 (4.74%増)	23.38%
⑦ 自動車、自動二輪車、パーツ等	3,223 (1.26%増)	3.64%	3,336 (3.50%増)	4.16%
⑧ その他	7,391 (0.87%増)	1.91%	7,797 (5.49%増)	2.08%
合計	146,760 (4.83%増)	9.38%	152,194 (3.70%増)	9.78%

図表の出典：経済産業省 令和6年度電子商取引に関する市場調査報告書（令和6年度デジタル取引環境整備事業）

# インターネット取引における製品安全のための取組

- 経済産業省では、平成29年から定期的に連絡会合を開催するなど、**ネットモール等運営事業者との間で協力体制を構築**。具体的には、経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応への協力、事業者サイトにおける製品安全4法改正関係の周知、海外出品者向けセミナー開催などの取組を進めてきた。インターネットで出品された製品に対して、ここ数年、**300~400件前後**、違反对応を実施してきている。
- 具体的には、
  - ✓ ネットモール等運営事業者に向けて、①リチウムイオン蓄電池、②カートリッジガスこんろ、③携帯用レーザー応用装置、④乗車用ヘルメット、の**4品目の法定表示の確認等の出品前審査**を要請。
  - ✓ 製品の流通市場における違反製品の有無について、主に**インターネットモール上で販売される製品を市場監視する目的でネットパトロール**事業を行い、その結果を踏まえて販売停止措置等の行政措置を実施。
  - ✓ 令和5年6月に、安全ではない製品から消費者を守るための**ネットモール等運営事業者が行う自主的取組として製品安全誓約（pledge）の取組**を開始。**安全ではない製品についての削除要請に基づき、当該事業者が出品削除を実施**。

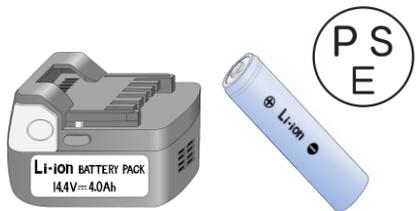


# ネットモール等運営事業者に対する出品前審査等の要請

- 経済産業省は、ネットモール等運営事業者に向けて、製品安全4法違反が多く見られる4品目について、PSマーク等が適切に表示されているかの確認等の出品前審査を要請。
- また、令和7年11月13日に、製品安全4法改正に伴う新たな制度への対応として、特定輸入事業者制度の周知、届出事業者検索システムを活用した出品前審査や、ネットモール等運営事業者の責務規定として新設された「危害防止要請」への対応等を要請。

## ネットモール等運営事業者へ協力要請を行った4品目

【リチウムイオン蓄電池】



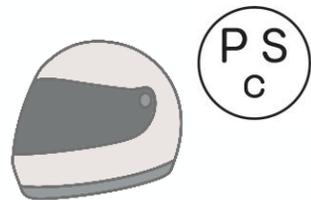
【携帯用レーザー応用装置】  
(レーザーポインター)



【カートリッジガスこんろ】



【乗車用ヘルメット】  
(バイク用)



## 製品安全4法改正を受けた新たな要請事項

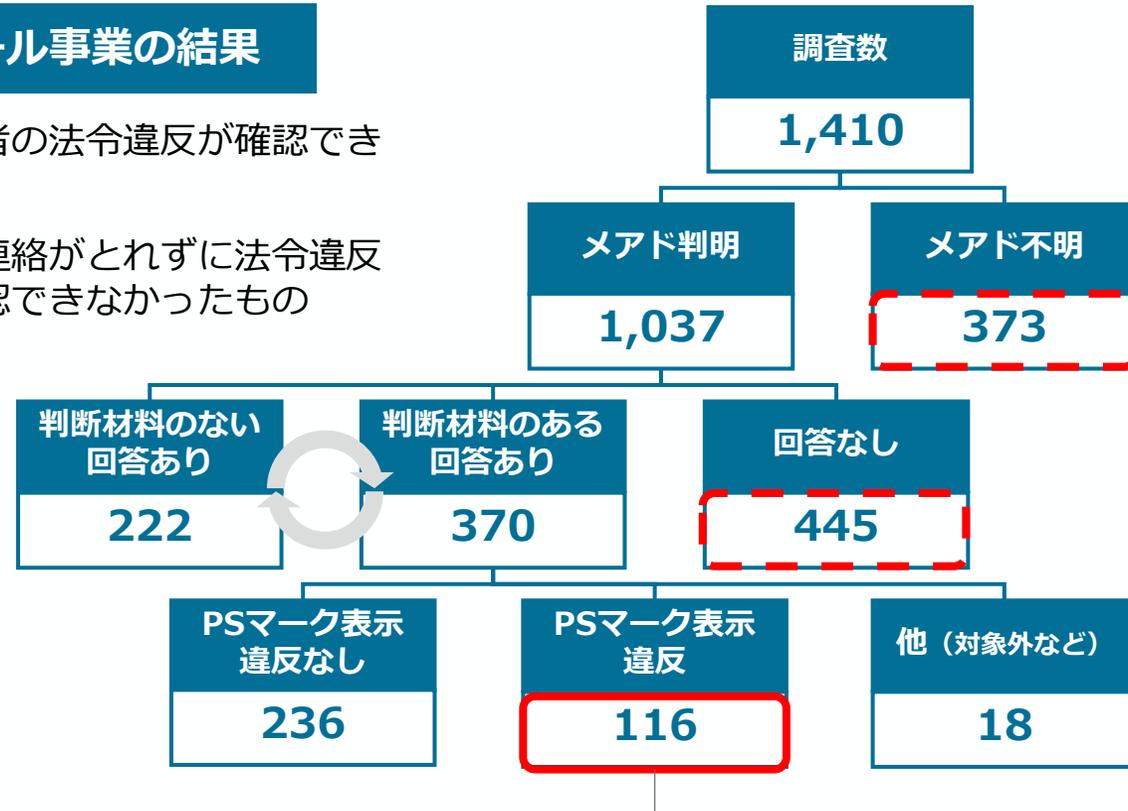
<b>1. 特定輸入事業者制度の周知及び対応の働きかけ</b>	海外事業者に対する制度の周知、届出等の義務履行の促進
<b>2. 届出情報の照会と適切な出品管理</b>	出品前審査時に届出の有無の確認、未届出の場合は出品を認めない
<b>3. 危害防止要請の迅速な対応</b>	危険性が認められるについて出品者による適切な対応が期待できない場合の出品削除要請への速やかな対応
<b>4. リコール等への協力</b>	購入者への連絡等リコール対応への積極的な協力
<b>5. 今後の取組について</b>	国との連絡会合での情報提供等を通じた消費者の安全・安心確保に向けた取組み促進

# ネットパトロール事業による違反対応の状況

- 令和7年度のネットパトロール事業では、ネットモールに出品されていた**法令違反の疑いのある製品**、合計**1,410件**について調査を実施。特に火災事故が多く発生している**リチウムイオン蓄電池**は監視を強化。
- PSマーク表示違反のものが122件判明。**製品安全誓約**を活用した**出品削除要請等の対応**を行うなど、**是正措置**を求めた。
- また、販売事業者と**連絡が取れず「違反」有無の確認が困難なケース**については、引き続きオンラインモール事業者と連携を図り適切な対応を促すとともに、必要に応じて令和7年12月から開始した**連絡不通事業者リストへの掲載**を検討する。

## 令和7年度ネットパトロール事業の結果

-  販売事業者の法令違反が確認できたもの
-  事業者と連絡がとれずに法令違反か否か確認できなかったもの



・連絡の取れない事業者については、オンラインモール事業者と連携を図り適切な対応を促すとともに、必要に応じて今後連絡不通事業者リストへ掲載することを検討。

・表示違反が確認されたものについては、是正措置を求めた。

# 製品安全4法における連絡不通事業者リストの公表

- 今般の製品安全4法改正で、オンラインモール等を通じて国内の消費者に直接製品を販売する海外事業者を規制対象として明確化。
- これまでも製品安全4法に係る届出事業者・非届出事業者両者において、一定の事由から連絡を試みるものの、**連絡が取れず「違反」有無の確認が困難な事業者が存在している**。今後、**オンラインモール上の製品や海外事業者由来の製品についても規制対象が広がっていく**ことで、**そうしたケースが増えていく**ことも想定される。
- このようなケースをできるだけ回避し事業者からのコンタクトを促す観点から、令和7年12月19日、「**連絡不通事業者リスト**」を経済産業省ホームページで公表した。

## 連絡不通事業者リストとは

<b>対象事業者</b>	製品安全4法に係る製造・輸入・販売事業者（届出・非届出事業者）のうち、一定の事由から連絡を試みるものの、連絡の取れなかった事業者
<b>想定される事由例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品安全4法の執行上、一定の事実確認を行いたい届出事業者</li> <li>• ネットパトロール事業を通じて表示不備と確認された事業者</li> <li>• 試買テストを通じて、技術基準不適合と確認された事業者</li> </ul>
<b>公表手順更新頻度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3回以上連絡を試みても連絡が取れない事業者を特定する（連絡手段は電話・メールを基本とする）。</li> <li>• リスト更新の頻度は四半期に一度を目処とし、事業者と連絡が取れた場合等には都度リストから削除する。</li> </ul>

## 12/19公表 連絡不通事業者リスト（イメージ） 合計36社

No	管轄機関	事業者名	法人番号	掲載日
36	関東	事業者A	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
35	関東	事業者B	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
34	関東	事業者C	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
32	関東	事業者D	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
31	関東	事業者E	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
30	関東	事業者F	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
29	関東	事業者G	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
28	関東	事業者H	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
27	関東	事業者I	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
26	関東	事業者J	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
25	関東	事業者K	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
24	関東	事業者L	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
23	関東	事業者M	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
22	関東	事業者N	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19
21	関東	事業者O	XXXXXXXXXXXXXX	2025/12/19

➡ 12月19日に公表後、6社より連絡があり、リストから削除した。  
[連絡不通事業者リスト](#)

# 製品安全誓約の取組

- 令和5年6月に、安全ではない製品から消費者を守るためのインターネットモール運営事業者が行う自主的取組として製品安全誓約（pledge）の取組を開始。
- 令和5年10月から誓約を活用し、国から事業者への出品削除要請を開始。経済産業省は令和7年1月から同年12月末までに安全ではない559製品について削除要請を行い、全製品が削除された。

## 製品安全誓約の内容(一部)

- 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
- 規制当局からリコール製品や安全ではない製品に関連する情報の通知又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
- 規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。**
- 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。

## 製品安全誓約署名事業者一覧 (令和8年1月30日時点)

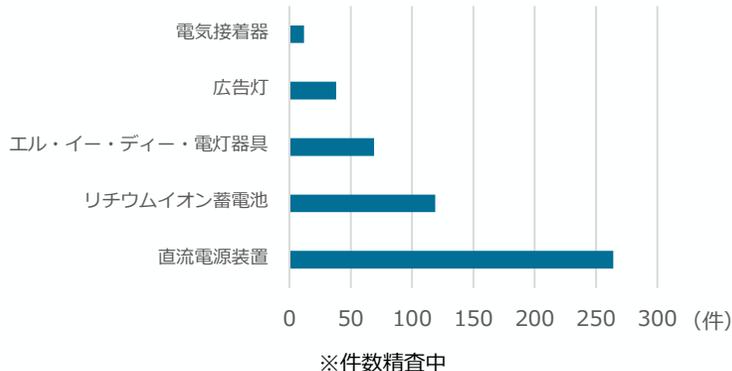
運営事業者	オンラインマーケットプレイス名
アマゾンジャパン 合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ 株式会社	au PAY マーケット
三井不動産株式会社	Mitsui Shopping Park &mall 三井アウトレットパークオンライン
株式会社メルカリ	メルカリ メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク
LINEヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング Yahoo!オークション Yahoo!フリマ LINEギフト
楽天グループ株式会社	楽天市場, 楽天ラクマ
Whaleco Japan株式会社 (令和8年1月30日署名)	Temu

## 経済産業省からの出品削除要請件数

(月別)



## 経済産業省から出品削除要請した主な品目



# 目次

1. 製品事故の発生状況と課題
2. リコールの動向と事故再発防止の取組
3. 製品安全関連法の執行状況等
4. インターネット取引・海外事業者への対応

## **5. 製品安全基盤の強化（総合的対策・広報・国際連携）**

# 製品安全対策優良企業表彰（PSアワード・プラスあんしん）

## PSアワード概要

- 企業や団体の製品安全に関する優れた取り組みを表彰する制度。製品安全を確保するための体制を審査し、特に優れた取り組みに重点を置いて評価。平成19年度から開始し、これまでに150超の企業・団体等を表彰。**第19回となる今年度**は7社が受賞。
- 企業による製品安全の先進的な取り組みを讃えることで、企業による事業活動や消費者の日常生活において製品安全に対する意識が向上し、**製品安全を重要な価値として位置付ける「製品安全文化」**が定着することで、**社会全体で製品の安全が確保**されることを目的に実施。



## プラスあんしん概要

- 誤使用・不注意防止対策を講じた製品の効果を評価し、**効果が認められた製品にはその旨が分かる表示**を付与することで、**消費者**が製品に存在する誤使用・不注意のリスクに対して、**自ら意識を持ち、安全な製品を選択できる「製品安全市場」の構築**を目指す。
- 個別製品の安全性を市場で評価・差別化要素**とし、リスク低減機能の開発・商品化を促進することで、より安全な製品が市場に多く流通することによる**事故減少**を目指す。
- 今年度が第1回**。6製品が受賞。



受賞製品におけるロゴマークの表示例

# 製品安全コミュニティの活性化について

- PSアワード受賞企業を対象に、製品安全に対する各企業での知見の共有や交流促進を目指し、製造・販売といった業種・業態や、大企業・中小企業の垣根を越えた受賞企業間での異業種交流の場（製品安全コミュニティ）を提供し、企業間連携を推進。

## 製品安全コミュニティの実施

- 令和8年3月11日に経済産業省にて開催し、**47名**が参加。有識者による講演や受賞企業のベストプラクティス発表、次年度のPSアワード20周年に向けたイベントや企業間連携による製品安全の広報手段などをテーマにしたワークショップを実施。**コミュニティ発展につながる具体的な計画等の検討**を深めた。



会場の様子

## （自主的な取組事例）製品安全関西情報交流会

- 少子高齢化や輸入商品の増加など製品安全市場の環境が大きく変化したことを踏まえ、**日頃の担当者の悩み事を相談できる場を構築する**目的で令和6年より開始。
- 令和8年1月27日に第4回を開催し、**33名**が参加。
- パナソニックミュージアム見学に加え、経済産業省から製品安全の動向に関する共有、企業から製品安全に関する課題、意見の発表があった。



交流会の様子

# 地域電器店への働きかけ：全国電機商業組合連合会との連携

- 令和7年7月3日に全国電機商業組合連合会※（主として青年部）加盟店舗向けに、**製品安全に関するオンライン勉強会を開催（最大99名が聴講）**。
- 同連合会が毎年9月に実施する「**高齢者宅無料点検訪問事業**」（総訪問軒数：全国計約2.7万軒）**に向け、製品事故の発生状況や訪問点検で確認してほしい内容、注意すべき製品等**（エアコンやリチウムイオン電池の点検ポイント等）を説明。また、石川県、宮城県から好事例を共有した。
- 併せて、同連合会に加盟するPSアワード受賞企業2社から、**製品安全を軸としたビジネス展開や地域の電器店としての強みの形成策（優位性・差別化戦略）**を共有した。

## 高齢者宅無料点検訪問事業のポスター

1人暮らし 高齢者宅

電気と安心・安全なくらし  
**サポーター**

無料点検実施中!  
**只今巡回中!!**

くらし全てをサポート。  
何でも気軽に相談してネ。

全国電機商業組合連合会加盟店  
後援：消費庁 経済産業省  
協賛：全国電機商業組合連合会

## オンライン勉強会での説明資料の一部（エアコン、LiB）

### エアコン

- 2020年度～2024年度に約**360件の事故**が発生
  - 誤使用・不注意による**事故**が発生
- ①エアコンの電源プラグを**延長コード**に接続して使用し**異常発熱**
  - ②室内機のフィルターに**埃がたまってトラッキング現象**で発火
  - ③室内機に洗浄時、**洗剤が侵入し、トラッキング現象**で発火
  - ④長期使用により、室外機内部の**電気部品の絶縁性能が低下し、内部短絡**により出火



### 気をつけるポイント

1. **電源プラグ**は延長コード等を介さず、**エアコン専用コンセント**に挿す！
2. 室内機の**フィルター**に**埃がたまっていないか確認**！掃除する際は、必ずコンセントから電源プラグを抜いて、「**から拭き**」で埃を取り除く。
3. 室外機の**周囲**に**可燃物**を置いていないか確認

＼暑さが本格化する、7月／  
高齢者のお宅でもエアコンの利用が進むと想定し、誤った使用方法がされていないか、確認の必要がある！！！

出展： [https://www.nite.go.jp/liko/chuikanki/mailmagazin/2024fy/vol454\\_240611.html](https://www.nite.go.jp/liko/chuikanki/mailmagazin/2024fy/vol454_240611.html)  
[https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2025fy/vol478\\_250610.html](https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2025fy/vol478_250610.html)

### LiB（分別方法）

- 不燃ごみやプラスチックごみとして捨てられたLiBにより、**ごみ収集車やごみ処理関連施設での火災が多発**。ごみに混入したLiBの発火などによる被書額は、**2018年度から2021年度の4年間でおよそ111億円**にも達する。
- LiB使用製品は**押しつぶしたり、破断したりすると発火**し、火災につながるおそれがある。

<LiBが使用されている製品の例>

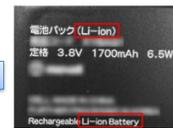
スマートフォン、モバイルバッテリー、コードレス掃除機、ワイヤレスイヤホン、ノートPC、タブレット、携帯用扇風機、電動アシスト自転車

### 分別方法で気をつけるポイント

1. 充電して使用する製品は、LiBなどの充電式電池が使用されている。捨てる前に**製品本体の定格ラベル、リサイクルマークや取扱説明書を確認**（図1参照）
  2. LiBが使用されている製品は、分別方法などを含め、**お住まいの自治体の指示に従って、正しく捨てる！**
  3. 一般社団法人JBRCの回収対象電池は協力店、協力自治体に持ち込む！回収対象となる小型充電式電池は**電池の表面に「リサイクルマーク」**（図2）の表示がある。
- ※会員企業、協力店・協力自治体は、**ウェブサイト**で確認可。

図1

図2



リサイクルマーク表示例

出展： [https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2024fy/vol455\\_240625.html](https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2024fy/vol455_240625.html)

# 誤使用・不注意等への対応のための製品開発への支援

## 事例（1）高齢者の行動特性データの拡充及び高齢者行動ライブラリの周知

- 安全性の高い製品開発や高齢者の生活を支援する製品の開発に活用する目的で、国立研究開発法人産業技術総合研究所が高齢者の行動特性や製品の使い方が分かる行動データを収集し、「高齢者行動ライブラリ」として公開。高齢者の関節可動域などの身体計測や、机や壁の小さな突起が身体の安定性に与える影響などを収集し、このライブラリの拡充に貢献。
- プロ向け展示会や専門家が参加するイベント・セミナーで周知活動を実施。ライブラリの利用登録者は、令和7年4月以降、新たに17者増え、合計165者が利用中。

### 高齢者計測の様子



高齢者62名を対象に、小さな突起が姿勢保持に与える影響を片足立ちで計測。机・壁について、突起なし／3mm／5mmの違いをセンサで比較。机では小さな突起でも身体の安定性が向上することを確認。

### 高齢者行動ライブラリの活用イメージ

身体・認知機能、行動種別、行動に関わった製品などを条件として、高齢者の行動データ（動画）を検索可能。高齢者の行動特性や製品の使い方を把握できる。

車椅子利用者の介護ベッド周辺における行動データ

製品（介護用品、家具、家電など）

介護用品

車椅子  歩行器  杖  ポータルトイレ  ベッド柵  介助バー

家具・寝具

棚  テーブル  椅子  ソファ  こたつ  ベッド  布団類  カマド

建具・設備

ドア（扉）  窓  カーテン  フライド  手すり  段差  スロープ

検索



# 事例（２）シルバーカー事故の要因分析と低減方策

- **背景**：東京消防庁データ等によれば、シルバーカー関連事故は年間300件超発生しており、入院を要する事例もある。事故の主因は転倒・転落。
- **調査・実験**：国立研究開発法人産業技術総合研究所が利用実態調査（アンケート）を実施するとともに、段差昇降等を想定した操作実験を行った。
- **結果**：段差越え時の持ち上げ動作、前傾姿勢や足元注視不足、ブレーキ機能に対する理解不足が、事故リスクを高める要因であることを確認。日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）の協力を得て、実使用場面を想定し、段差通過時の安定性向上を目的とした試作部品を製作し、有効性（安定性向上、操作負担低減等）について関係者で議論。
- **対策の方向性**：製品改良や安全啓発につなげるべく、調査結果をメーカーおよび業界団体と共有。

シルバーカー：自立歩行ができる主に高齢者の方が屋外での移動や買い物などの運搬に使用する製品。安定性や強度・耐久性に配慮。



段差通過時の安定性向上を目的として試作した部品

実使用場面を想定した操作実験において、段差昇降時の姿勢や安定性等を計測した様子

# 登山用ロープ に係る規制の在り方について

## 1. 制度指定の背景

- 登山用ロープ（身体確保用のものに限る）は、昭和40年代に強度不足の製品が多く流通し、切断による滑落死亡事故等が相次いだことから、昭和50年に消費生活用製品安全法上の「特定製品」に指定された。

## 2. 現在の流通量・市場規模

- 現在では登山・クライミングという専門用途に用いられる高度な安全資機材として位置づけられている。
- 事業者への調査結果によると、国内向けダイナミックロープの出荷量は、令和4年度：約7,800本、令和5年度：約6,800本、令和6年度：約5,700本と、年数千本規模の限定的な市場であり、流通は主として登山用品専門店や専門卸に限られている。

## 3. 安全性確保の実態

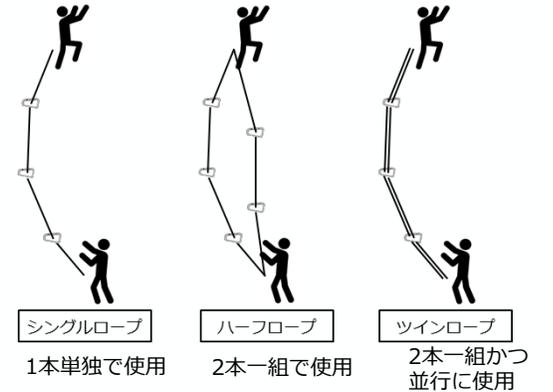
- 安全性については、EN規格と整合するUIAA規格（国際山岳連盟による安全基準）が国際的な安全基準として認識されており、国内で流通する主要製品の多くが国際規格適合を前提としている。
- なお、消安法での登山用ロープの技術基準（PSC基準）については、国際的な規格との不整合、国内で十分な試験環境がない、といった課題あり。

## 4. 事故実績

- 昭和50年以降、登山用ロープに起因する重大な製品事故は確認されていない。
- 消防・救助用途における事故例は存在するが、用途・使用条件が異なり、登山用途とは区別して整理する必要がある。

### ◆登山用ロープ（ダイナミックロープ）

#### の主な種類・使い方



#### ダイナミックロープ

登山又はクライミングをしている人の自由落下を限られたピーク力で止めることができるロープ。岸壁や急傾斜の氷雪面等の登はんまたは下降中に身体確保用として用いられる。

以上を踏まえ、流通規模の水準、専門用途性、国際規格に基づく安全性確保の実態およびこれまでの事故実績を総合的に勘案し、今後現行規制の在り方について検討を進めていく。

# 消費者向け啓発広報①

## 製品安全総点検月間（11月）

- 毎年11月の「製品安全総点検月間」に合わせ、製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、自治体、事業者等と連携し、注意喚起を実施。

### ○ポスター（製品安全総点検月間向け）



運命の巻戻士(©木村風太/小学館)

### ○小学生向け新聞への掲載



運命の巻戻士(©木村風太/小学館)

### ○民間企業等での主な取組

- HPや販売店舗での製品安全総点検月間の周知（ポスター掲示）
- 自社主催イベント等（小学校への出前授業、事業者へのセミナー）での製品安全に関する情報発信 等

#### <当省ホームページ掲載企業等（50音順）>

- 株式会社赤ちゃん本舗
- 株式会社ノーリツ
- アキュフェーズ株式会社
- 株式会社オージーケーカブト
- 株式会社カイノ電器
- 三協立山株式会社
- 象印マホービン株式会社
- 株式会社高儀
- TOTO株式会社
- 株式会社ノーリツ
- 日立グローバルライフソリューションズ株式会社
- 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
- マツ六株式会社
- 株式会社YUWAホールディングス
- 株式会社LIXIL
- リンナイ株式会社
- YKK AP株式会社

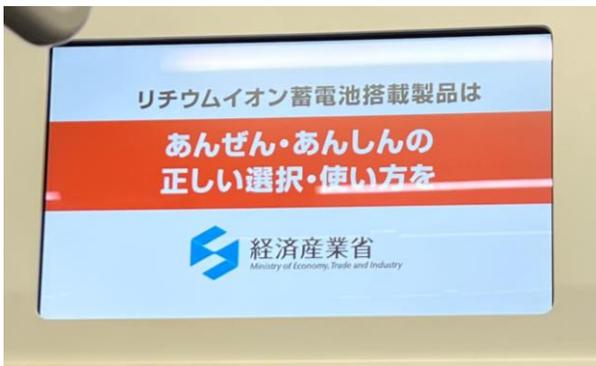
#### <ポスター掲出先>

地方経済産業局、民間企業等（計36社）  
地方自治体等（41都道府県 計201カ所）

# 消費者向け啓発広報②

- 相次ぐリチウムイオン蓄電池搭載製品の発火事故防止のため、首都圏及び関西圏において、電車内及び駅構内のデジタルサイネージにおける広告配信を実施。
- 平成22年より情報発信ツールとして運用中のXでの情報発信も引き続き実施。フォロワーは**13,035人**（令和8年2月現在。前回報告から約1,300人増）。

## リチウムイオン蓄電池搭載製品の事故防止に関する広告

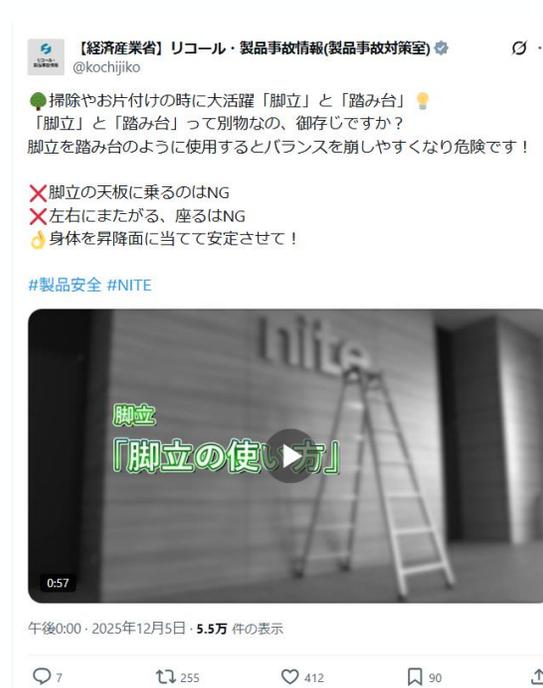


↑首都圏を走るJR、東京メトロ各線、及び関西圏を走るJR、Osaka Metro各線の車内モニターでの配信

東京メトロの主要駅（16駅）及びOsaka Metroの主要駅（13駅）の駅コンコースに設置されたサイネージでの配信→



## 投稿したオリジナルポストの例（脚立、電子レンジ）



# (再掲) 改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組

## <海外事業者(特定輸入事業者)向けの働きかけ・周知>

### 1. 説明会の開催等

- ・ **オンラインモール事業者宛て要請**
  - 海外事業者にて特定輸入事業者制度の周知、届出義務の履行を促すことを要請 (R7.11月)
- ・ **関係団体との連携説明会**
  - オンラインモール事業者と連携した海外事業者向け説明会 (R7.11月、12月)
  - 登録検査機関と連携した海外事業者向け説明会 (R7.9月、11月)
- ・ **関係団体を通じた広報**
  - JETROのメルマガを通じた情報配信やJETROが運営する国際ビジネスマッチングサイト「e-Venue」への情報掲載
  - (一財)対日貿易投資交流促進協会のメルマガを通じた情報配信

### 2. ガイドライン等の掲載

- 海外事業者規制対象化に関する概要資料を[英語](#)・[中国語](#)で掲載
- 海外事業者による届出書作成支援のため、英訳付きの届出書等の様式をホームページにて掲載
- 海外事業者向けの周知チラシ・ポスターの作成

# (再掲) 改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組

## <子供用特定製品(乳幼児用玩具)に関する周知>

### 1. SNS等での発信

- ▶ インスタグラム、YouTube、産婦人科の待合室に設置のモニターでの広告配信
- ▶ 子育て家庭向けのフリーペーパー(Webタイアップあり)への記事広告の掲載
- ▶ 政府広報ラジオでの発信
- ▶ METI Journal、METIチャンネルなどの経済産業省メディアでの発信

YouTube広告



インスタ広告



フリーペーパー



政府広報ラジオ





# 来年度の広報の取組方針

## 【今年度までの課題】

### (1) 製品安全広報施策における全体的な課題

- ✓ 多様な広報チャネル（ポスター、新聞、SNS、表彰、説明会等）が五月雨に運営されており、全体戦略や一貫性のある施策が不十分ではないか。
- ✓ 取組の開始から長期間経っており（例：製品安全総点検月間は平成18年に製品安全総点検週間として開始）、インパクトが低下傾向、効果的な広報活動につなげられていないのではないかと。

### (2) ステークホルダーとの更なる連携、事業者や消費者の行動変容につなげることの課題

- ✓ コアイベントや象徴的な取組が無く、関連業界やアカデミア、消費者等の関係者を束ねた発信力が弱いのではないかと。
- ✓ 企業連携・参加が停滞気味、コミュニティ形成や主体的な企業取組の促進が必要ではないかと。

## 【来年度に向けての今後の検討方針】

### (1) ターゲットのカスタマージャーニーに基づく一貫性のある戦略設計と施策計画の検討

- ✓ ターゲット別の現状と狙う認知・行動を整理し、1年間の広報戦略を検討
- ✓ 戦略に基づき、メディア/クリエイティブ/表彰式・関連イベントの個々の方針を定め、具体策を設計

### (2) コアイベントの設定と事業者や消費者の巻き込み

- ✓ 表彰事業と付随イベントを一体的に運営し、コアイベントとして確立
- ✓ 一方的な発信ではなく参加意欲を高める双方向・体験型を交えたものを検討し、安全配慮企業/製品の価値を消費者等にも認知・理解を広める。



# 製品安全分野に係る主な国際連携・協力

- 各国・地域の規制動向等を把握するため、**関係機関との情報交換を継続**するとともに、**日本の製品安全政策に関する情報発信**も継続的に実施。令和7年度も、OECDの国際会議への参加や個別の国・地域との会合を実施し、日本の製品安全政策の現状や製品安全4法改正についての説明、意見交換を行った。

## 令和7年度の成果・進捗

### ■OECD会合

令和7年11月、製品安全作業部会及び消費者政策委員会の合同会合に参加。デジタル技術製品が消費者の健康や安全に与える影響に関する調査結果の報告や、製品安全分野におけるAI活用事例の紹介、AI導入状況を調査する新規プロジェクトの説明等が行われた。

### ■米国

令和7年7月、消費者製品安全委員会（CPSC）にウェブヒアリングを行い、米国の製品安全に関する情報収集を実施。

### ■タイ

令和7年8月、製品安全に関する協力文書（MOC）に基づく第3回定期会合を開催。消費者保護局（OCPB）は来日して対面参加、工業標準局（TISI）はウェブ参加にて、両国の製品安全に係る取組を紹介し合い、意見交換を実施。

### ■EU

令和7年8月、欧州委員会にウェブヒアリングを行い、EUの製品安全に関する情報収集を実施。

### ■オーストラリア

令和7年9月、競争・消費者委員会（ACCC）にウェブヒアリングを行い、豪州の製品安全に関する情報収集を実施。

### ■台湾

令和7年9月、日台製品安全協力覚書に基づく日台交流協会と台日関係協会との第9回定期会合、経済部標準検閲局（BSMI）も参加する日台製品安全対話にオブザーバー参加。また、同覚書に基づくNITEとBSMIとの技術交流会議も開催され、事故情報に関する情報交換を実施。

### ■中国

令和7年10月、国家市場監督管理総局（SAMR）が来省し、意見交換会を開催。NITEも同席し、両国の製品安全に係る取組を紹介し合い、意見交換を実施。



令和7年8月 タイTISI・OCPBとの第3回定期会合（於：NITE大阪）



令和7年10月 中国SAMRとの意見交換会（於：経産省）